

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	
住 所	氏 名
職 名	生 年 月 日
有 効 期 間	交 付 年 月 日
発 行 機 関 名	発 行 機 関 印

右は、港湾法第五十六条の五第二項の規定により同法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社(同法附則第二十六項(同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。))の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。)の事務所その他の事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

(裏)

港湾法抜粋
(報告の徴収等)
第五十六条の五

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。